

生活福祉資金

生活福祉資金は、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯（日常生活上療養、介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯）に、必要な資金の貸付と社会福祉協議会、民生委員及び関係機関等が連携し必要な相談支援を行うことにより、これら世帯の経済的な自立と生活の安定を図るための貸付制度です。実施主体は静岡県社会福祉協議会で、貸付の可否や債権管理等を行います。貸付に関する相談、申請は伊東市社会福祉協議会で受け付けています。

<貸付利子>

連帯保証人が設定できる場合は返済（償還）期間内において無利子、連帯保証人の設定が難しい場合は年1.5%の利子が付きます。

<償還方法・償還金の支払い猶予等>

返済（償還）は貸付の際に定める償還計画に基づき行うことになりますが、償還期限までに支払が完了していない場合、延滞元金に年3.0%の延滞利子が付きます。

ただし、災害等やむを得ない事情により償還が著しく困難になった場合は、借受人の申請により支払を猶予することがあります。（猶予期間中に延滞利子はかかりません。）

<貸付の種類>

資金の種類、貸付限度額は、次頁一覧のとおりです。

【相談窓口】 伊東市社会福祉協議会（☎36-5512）

伊東市桜木町二丁目2番3号 伊東市健康福祉センター1階